平成２１年（フ）第３４号
長崎県佐世保市潮見町８番29―1309号、住民票上の住所長崎県北松浦郡江迎町三浦免４番地
債務者　面田　邦夫
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１８２１号
横浜市南区真金町２―19―２　アシェール大通り公園202　永田浩方、住民票上の住所横浜市南区南吉田町４丁目37番地20
債務者　小出美智子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８６２号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート３棟805号
債務者　角谷寿々代
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６７号
岡山県玉野市渋川１丁目23番６号
債務者　吉井　好子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７８号
岡山市北区菅野2791番地
債務者　藤井　純子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８４号
岡山県備前市香登西306番地
債務者　長瀬　真代
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９４号
岡山市中区海吉2055番地16　ノーベル海吉103
債務者　春藤　美香
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３７６号
東京都東村山市萩山町２丁目24―18―103
債務者　村上　運美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４８７号
東京都江東区千田12―13―401
債務者　丸林さとみ
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４８８号
茨城県坂東市弓田1600―２
債務者　古賀　照美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４４８９号
千葉県市川市稲荷木３丁目15―15
債務者　深田光太郎
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５１８号
東京都台東区谷中５丁目７―13　塩田方202
債務者　山野邉政憲
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５３３号
東京都江戸川区清新町１丁目１－６―502
債務者　本多　勝広
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５３５号
東京都葛飾区細田５丁目14―６―202
債務者　齋藤　浩子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５３６号
千葉県鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷１丁目４－３－K101
債務者　池田三知恵
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４５３７号
埼玉県吉川市吉川団地２－７―304
債務者　清宮　順子（旧姓青柳）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部